

大槌・気仙川地域森林計画変更計画書 (案)

(大槌・気仙川森林計画区)

変 更 計 画 期 間

自 平成27年12月 日

至 平成37年 3月31日

〔 計 画 期 間 〕
自 平成27年 4月 1日
至 平成37年 3月31日

平成28年12月

岩 手 県

変 更 理 由 等

1 変更理由

全国森林計画の変更にあたって、鳥獣害の防止に関する事項を追加したこと。

2 変更の内容

別紙のとおり。

目 次

Ⅱ 計画事項	1
第4 森林の保全に関する事項	1
3 鳥獣害の防止に関する事項	1
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針	
(2) その他必要な事項	
4 森林の保護等に関する事項	2
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	

第4 森林の保全に関する事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林等について、被害状況等を把握できる「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果等を基礎データとし、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下「鳥獣害防止森林区域」という。)を設定するものとする。

その際、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき県が定めている各種計画、その他対象鳥獣害による森林被害の情報等を参考とするものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する指針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、地元の鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内では、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

4 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病害虫被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めることとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない市町村	適期・適切に除・間伐を実施し、被害の侵入を未然に防止する
先端地域	被害発生地域の北端に位置し、被害が微弱な市町村	繰返し完全駆除を行い、被害の再発を完全に阻止する
隣接地域	先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある市町村	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している市町村	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(7) 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施に当たっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、当該松林の被害が高度公益機能森林又は未被害地域の松林に著しく拡大すると認められる松林であって、樹種転換を推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

地区保全 森 林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図ることとする。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（平成 26 年 2 月 20 日付け森整第 768 号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しく終息の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うこととする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

駆除した被害木は、現場状況に応じ、積極的に破砕（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進することとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採するなど、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進することとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害地域からの被害侵入を防止するため、監視体制を整備し早期発見に努めるとともに、被害木が発見された場合は、適切な方法により駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針 (3に掲げる事項を除く。)

鳥獣害防止森林区域外における野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮することとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施することとする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のうや軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努めることとする。

また、病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく市町村長による許可を受けたうえで行うものとする。

(4) その他必要な事項

なし。